- 基準 1 1 社会的責務(組織倫理、危機管理、広報活動等)
- 11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。
- 11-1- 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。
- 11-1- 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

### (1)11-1の事実の説明(現状)

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程を整備し、教職員の法令遵 守の徹底に努めている。関連規程及び規則は以下のとおりである。

- 1)「学校法人関西金光学園関西福祉大学就業規則」(以下、「就業規則」という。)
- 2)「関西福祉大学セクシュアルハラスメントの防止に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)
- 3)「関西福祉大学セクシュアルハラスメントの相談窓口に関する内規」(以下、「内規」という。)
- 4)「学校法人関西金光学園公益通報者の保護等に関する規程」
- 5)「学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規程」
- 6)「関西福祉大学看護学部倫理審査委員会規程」
- 7)「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要投稿規則」
- 8)「関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」

まず、「就業規則」に遵守義務として、「教職員は本学設立の趣旨に則り、職務の公共性を認識するとともに、この規則及び諸規程を遵守し、上司の命に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない」と規定し、さらに「第2章服務」において、服務心得及び遵守事項について定めている。

その上でこれらの規定に基づき、「人権侵害と性差別のない大学づくり」をめざすため、セクシュアルハラスメント防止の「ガイドライン」を作成し、運用している。セクシュアルハラスメントの防止に係る啓発活動としては、学生オリエンテーションにおいて、関連の講演会等を行うとともに、学生ハンドブックにはセクシュアルハラスメントの防止についての記載をして注意を促している。さらに、学生アンケート調査でも毎年継続してセクシュアルハラスメントに関する項目を盛り込み、学生の意識浸透等に配意している。また、「ガイドライン」に基づき、セクシュアルハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談員を配置している。

公益通報者保護については、「学校法人関西金光学園公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、公益通報に係る組織・管理体制、通報の処理体制、公益通報者の保護及びその他必要な事項を定めている。

個人情報保護に関しても、「学校法人関西金光学園個人情報の保護に関する規程」を定め、「個人情報保護法」の施行に合わせて運用している。また、各部署においては、「関西福祉大学各課個人情報取り扱い細則」を定め、個人情報の取り扱いに係る安全性・正確性を保持するための管理、運営の細部について必要な事項を定めている。

研究活動に係る組織倫理については、まず看護学部において、平成 19(2007)年度

### 関西福祉大学

より倫理審査委員会を設置し、同学部で行われる人を対象とする研究について、倫理的配慮を図ることを目的とした「関西福祉大学看護学部倫理審査委員会規程」を制定し、運用している。社会福祉学部においても「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要投稿規則」内で、人及び動物が対象である研究については倫理的な配慮をし、その旨を論文等に明記するよう定めている。

以上の組織倫理に関する規程については、教授会、事務局責任者会議等の組織で趣旨説明をし、教職員に周知・徹底が図られている。また、規程集については、これまで全教職員を対象に配付していたが、平成 21(2009)年度より学内 LAN システム上で全教職員が迅速に情報共有できる体制をとっている。

# (2)11-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理を有している。また、社会の情勢を受け、順次規程の整備を図る等、適切に措置できている。しかし、セクシュアルハラスメントを含めた各種ハラスメント対策等、倫理的規範の確立に関してはさらに積極的に啓発活動を続けねばならない。

# (3)11-1の改善・向上方策(将来計画)

教職員・学生のセクシュアルハラスメントを含めた各種ハラスメント対策の体制等については、HA委員会(HA=ヒューマン・アフェアーズ)を中心に検討していく。特に、これまで大学として検討や対応を行ってこなかったアカデミックハラスメントについては、早期に対応に係る検討を行い、積極的な啓発に努めていく。

その他、社会的に必要とされる倫理規程の整備・運用を継続し、社会的機関としての役割を果たしていく。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。 11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能している か。

### (1) 11-2の事実の説明(現状)

#### 1)緊急時・災害時の対応

緊急時や災害時の対応については、「関西福祉大学危機管理規程」及び「関西福祉大学危機管理マニュアル」に基づき、危機管理委員会を設置することとしている。さらに、これらの規程に則り、台風、集中豪雨、地震、火災等が発生又はその虞があるとき並びに本学学生及び教職員に係る重大な事故や犯罪が発生した際には、危機管理委員会を招集する等、事態に対処する体制を整備している。また、緊急事態発生時への対応の編成については「関西福祉大学緊急事態発生時教職員配備要綱」により明確に定めている。特に、学生に対しての緊急連絡は、電子掲示板システム「Synthe Univ」により、学生の携帯電話へ一斉に休講情報等をメール配信し、安全確保を図っている。同時に本学ホームページにも同様の内容を掲載している。

### 2)学生の不測事態への備え

緊急連絡用の携帯電話を教学課職員が持ち、夜間・休日にも学生に対応できる体制をとっている。また、緊急連絡網を整備し、学長、各学部長及び学生委員長、教学課長以下の担当者間で共有している。さらに、所轄警察署及び近傍の駐在所警察官とは恒常的な連絡体制を構築している。

### 3)キャンパスの安全体制

日常の警備・保安は、警備会社へ委託し、緊急時における対応も適切に行われている。また、防災体制は毎年見直し、赤穂市消防局へ届出を行い、安全管理には万全を期している。緊急時の安全体制としては、AEDを学内に3台設置し、不測事態発生時に冷静かつ適切な使用を行うことができるよう学生及び教職員を対象とした講習会を実施している。

#### 4)トラブル防止

この他にも、学生オリエンテーション、学生ハンドブック、各種リーフレット等を通して、危機管理意識の高揚を図り、トラブル防止に努めている。具体的には、交通違反、薬物事犯、悪徳商法、振り込め詐欺等に関する防犯資料及び啓発資料を所轄警察署から提供してもらい、学生オリエンテーション時や学内各所の資料配布コーナーに設置する等して配布し、トラブルの未然防止に努めている。また、学生オリエンテーション時には、兵庫県警察本部や所轄警察署から担当者を講師として招聘し、防犯講話を実施する等している。

不正防止対策としては、各研修会や会計監査人との相談から得られた情報を基に不正が生じにくい業務改善を積極的に行っている。また、各種補助金の使用状況については、学園の内部監査を積極的に活用するともに、平成 19(2007)年には「関西福祉大学 研究活動に係る不正行為防止等に関する規則」を整備し、各学部教授会で不正行為防止にかかわる啓発のための説明を行っている。さらに、学園本部及び本学に研究活動に係る不正行為調査申し立て窓口を設け、本学ホームページ上で公表している。

これ以外の不正にかかる危機管理体制としては、「公益通報者の保護等に関する 規程」を定め、公益通報者保護体制を整えている。

#### (2) 11-2の自己評価

緊急事態発生や災害時の対策については、規程化・マニュアル化するとともに、緊急連絡体制の整備や学生に対する危機意識の喚起等、重要課題として取り組んでいる。また、設備面の安全管理や警備保安は専門業者に委託しており、現在のところ大きな問題はない。なお、避難訓練の実施や防災用品の備蓄は不十分な状態にあると認識している。

危機管理としての不正防止については、研究活動に係る不正行為防止及び公益通報者保護のいずれに関してもそれぞれ規程に基づいた組織体制が整備され、かつ学内への周知も図られていることから適切に機能している。

# (3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

本学のキャンパスは、塀を設けず地域住民に開かれた環境としているため、セキュリティの確保を目的とした警備員の巡回や常駐等を検討する必要がある。

また、地域の避難所となっているため、防災用品の備蓄や不審者対策も今後の課題とし、全学的な避難訓練を実施する。

本学は、兵庫県赤穂市の指定避難場所に指定されていることから、同市との協議も 今後積極的に行い、本学学生のみならず、地元住民にも配慮した避難場所に足り得る 体制を整えるための計画の策定に取り組む。

不正行為防止等については、現状で具体的な事案の発生は認められていないが、各教育研究組織や個々の教職員に対する継続的な啓発を行うことにより不正行為発生の未然防止の徹底を図る。

- 11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。
- 11-3- 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

#### (1)11-3事実の説明(現状)

本学における教育研究成果を学外に広報する取り組みとして、社会福祉学部では定期的に刊行している「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要」がある。これは、編集委員会が中心となって査読と編集を行い、公正な手順を経て論文等を掲載・公表する媒体である。また、各教員の著した学術論文、学会で行った発表、社会貢献活動等について一覧にまとめ公表する手段ともなっており、福祉系大学をはじめ、その他関係機関等の約 200 件に送付している。さらに、社会福祉学部では、体験型学習を特色とする「演習・コミュニティアワー」の発表会や「社会福祉援助技術現場実習」の成果報告会等に外部の関係者を招き、教育成果の公表に努めている。

看護学部では、地域の諸機関と連携し、独自に「ヒューマンケア研究学会」を設立 し、開かれた研究活動と研究成果発表を行うべく本格的な活動に取り組んでいる。ま た、教員の指導・支援によって学生主体の運営による「関西福祉大学看護学生研究会」 を組織している。

その他、大学附属の地域社会福祉政策研究所では、研究助成の成果等について報告書を作成し、公表しているほか、教育後援会報(保護者会報)、校友会報(同窓会報)でも教員の教育研究成果について公表を行っている。また、本学ホームページを通じ、学部・学科及び教員の紹介、クラブ活動報告、入試関連情報の他、各教員の教育活動・研究活動・社会貢献活動についても情報発信をしている。

#### (2)11-3の自己評価

本学の教育研究成果は、社会福祉学部では「関西福祉大学社会福祉学部研究紀要」 等を通じて学内外に発信しており、教育研究活動の成果を明確に示している。

社会福祉学部では「演習・コミュニティアワー」の発表会や「社会福祉援助技術

#### 関西福祉大学

現場実習」の成果報告会への外部の関係者等の参加により、学習成果を広く広報している。

看護学部は、開かれた発展的研究活動の場として学会活動の展開に注力している。 また、学生の研究会を支援し、学習成果の発表の場を提供している。

また、地域社会福祉政策研究所の研究助成に関する報告書、本学ホームページ、教育後援会報、校友会報を通じても、学内外に教育研究成果の公表ができている。

# (3)11-3の改善・向上方策(将来計画)

研究紀要や地域社会福祉政策研究所報告書等の既存のしくみを基盤に、さらにその 内容を充実させ、研究成果の公表を推進していく。

インターネットの普及や伝達手段のデジタル化に対応し、ホームページを通じた情報発信のしくみを充実していく。また、大学紹介用 DVD の作成等、映像資料を活用した大学広報ツールの開発にも取り組み、大学の教育研究成果の広報にも活用する。

# 【基準11の自己評価】

社会的機関として必要な組織倫理及び危機管理は確立されている。セクシュアルハラスメントの防止、個人情報の保護については、大学としての組織倫理の問題にとどまることなく、一人ひとりの人権問題であることを啓発活動を通じて教職員、学生に周知徹底を図る必要がある。教育研究成果については、公正かつ適正に学内外に広報する体制が整備されている。

### 【基準11の改善・向上方策(将来計画)】

個々の想定事例(実習現場、教員個人研究室、教室、サークル活動、アルバイト等)に基づいた各種ハラスメント防止策の強化、自然災害や緊急事態に迅速に対応できる体制づくりに取り組む。

また、個人情報保護の重要性についての意識を喚起し、福祉・看護に携わる者の守 秘義務の徹底を継続的に進める。

教員の教育研究成果の広報体制については、関西福祉大学研究紀要の内容を充実させるとともに、学会の大会や各種団体の研修会を積極的に誘致することで、発表や公表機会を増やし、教育研究活動の活発化を促す。また、広報物の内容については複数の担当者がチェックする等、正確さの確保と質の向上に一層取り組むこととする。